



令和5年5月 相談件数
521件
(前月比: △13件)
(前年同月比: △12件)

掲載内容

- 電話 de 詐欺が多発しています！！
- クーリング・オフってなんだろう？
- 食中毒にご注意を！
- 消費者被害注意報

電話 de 詐欺が多発しています！！

昨年の千葉市内での電話 de 詐欺(特殊詐欺)の発生件数は令和3年と比較すると **2倍以上**で、被害に遭った方の約95%が高齢者で、そのうちのおよそ半数が80歳代以上の方でした。

手口としては、息子や孫になりすまして現金をだまし取る、いわゆる『**オレオレ詐欺**』や、区役所職員等をかたり、「還付金がある」などと言ってATMを操作させ、口座から現金を送金させる『**還付金詐欺**』が代表的です。

<千葉市における特殊詐欺認知状況>

	令和4年1月~12月
発生件数	273件
被害額	696,668,732円 (千葉県警察HPより)



被害に遭わないための一番の対策は『**犯人と直接話をしない**』こと！

自宅の電話を常に留守番電話設定にしたり、ナンバーディスプレイ機能を活用したりして、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。

迷惑電話等防止機器の活用も効果的です



迷惑電話等防止機器の設置経費を補助します！

市では電話 de 詐欺やしつこい電話勧誘による消費者被害から高齢者を守るため、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に、1万円を上限に補助金を交付しています。(先着順、300台程度)

予約や申請の手続きは、ご家族など本人以外でも行うことができますので、まずはお問い合わせください。

☎043-207-3601~3603 ※申請の前に電話予約が必要です！
詳しくはホームページをご覧ください。

千葉市迷惑電話補助金

検索

「この電話、詐欺かな?」「おかしいな?」と思った場合は、一人で判断せずに身近な人や専門の相談窓口に相談しましょう。

千葉県警察の専用ダイヤルでは、電話 de 詐欺に関する相談受付のほか、被害に遭わないための注意点・対処方法等をご紹介します。

電話 de 詐欺(振り込め詐欺)相談専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-494-506 受付時間:平日 8:30~17:15

※受付時間以外は、最寄りの警察署へご相談ください。一人で判断するのは危険です！！

クーリング・オフってなんだろう？

クーリング・オフとは、申し込みや契約の締結をしたあとでも、頭を冷やし冷静に考え直し、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフができる取引は法律で定められています。下の表は、「特定商取引法」で定められたクーリング・オフ制度です。

クーリング・オフできる主な取引と期間

取引形態	対象	期間
訪問販売	事業者の店舗以外(自宅や喫茶店など)での契約。 街頭で誘われて店舗等に案内された場合なども含まれます。	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた契約。	8日間
特定継続的役務提供	5万円を超え、1か月を超えて継続するエステ、美容医療、2か月を超えて継続する語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス。	8日間
訪問購入	事業者が自宅を訪問して商品を買取る契約。	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法、ネットワーク商法。	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法。	20日間

クーリング・オフの方法

- ・定められた期間内に、「契約を解除する」旨を販売会社宛てに通知します。
はがき等の書面で行うほかに、メールやウェブサイトの専用フォーム等(「電磁的記録」といいます。)で行うことも可能になりました。
- ・はがき等の書面で行う場合には、送る前に両面のコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など、**発信の記録**が残る方法で送ります。電磁的記録で行う場合は、送信メールを保存したり、画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

*クーリング・オフ通知は、期間内に販売会社に届く必要はなく、期間内に発信すればよいのです。

クーリング・オフの対象の取引か分からない、クーリング・オフの方法が分からないなど、困ったときは消費生活センターへご相談ください。

相談専用電話：043-207-3000

(日曜日・祝日・年末年始を除く9:00~16:30)



通信販売を利用するときの注意点

ネットショッピングやテレビショッピングなどの通信販売は、自宅にいながら買い物ができて大変便利ですが、「実物が思っていたものと違う」などの理由で返品を申し出てトラブルになる事例があります。

通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、返品や解約は事業者が定めた規約に従う必要がありますので、注文前に内容をよく確認しましょう。

通信販売と同様に、お店で購入した場合にもクーリング・オフはできません!!

店頭で実際に実物を見て購入したり、広告やカタログを見て申し込んでいるため、不意打ち的な取引とは言えないからです。



食中毒にご注意を！

気温や湿度が高くなる夏場は、食中毒が発生しやすい時期です。ここでは、食中毒の基礎知識と、予防のためのポイントなどをご紹介します。

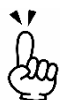
食中毒の原因は？



食中毒は、「細菌」と「ウイルス」が主な原因となって起こります。特に夏場は細菌性の食中毒が多く発生しています。

食材や調理器具、自分の手などに細菌やウイルスが付着していることがあります。身の回りのいたるところに細菌やウイルスは存在していて、気づかないうちに体内に入ってしまう、食中毒を引き起こします。

細菌性食中毒 予防の原則



つけない = 洗う 分ける

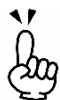
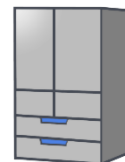
調理を始める前や生の肉・魚などを扱った後などは手を洗いましょう。

また、生の肉や魚などと加熱せず食べる野菜などを接触させないようにしましょう。



増やさない = 低温で保存

肉や魚、お総菜などは、購入後できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。



やっつける = 加熱処理

ほとんどの細菌は加熱によって死滅します。特に肉は中心までよく加熱することが大切です。調理器具も熱湯殺菌すると効果的です。



有毒植物にも注意！



毒のある植物を食用の植物とまちがえて食べてしまい、食中毒になることがあります。有毒植物による食中毒患者の約半数が60歳以上です。

有毒な植物の中には食用の植物と見た目がそっくりで区別が難しいものもたくさんありますので、確実に食用と判断できないものは、食べたり人にあげたりしないようにしましょう。



消費期限と賞味期限

表示された保存方法で正しく保存したとき、安全に食べることができる期限→消費期限
おいしく食べることができる期限→賞味期限

正しく理解することで、食中毒予防のほか食品ロス削減にもつながります。

車を売ろうと査定をお願いしたら、 その場で強引に契約をさせられてしまった…



- 近年の半導体不足により、新車の納期が遅れておりすぐに納車される中古車の需要が伸びています。それに伴い、中古車の売却に関するトラブルが増えています。
- 車の買い替えや運転免許証の返納に併せての売却など、運転しなくなった車を売却する際はトラブルに遭わないように注意しましょう。

事例

インターネットで査定を依頼したところ、業者が自宅へ査定に来た。

「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で買い取る」と言われた。その価格が妥当であるか判断できずに迷っていると、強引に契約させられ車を持って行ってしまった。

30分後に担当者へ「他社の査定額と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが、「今から車を返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言い、返してもらえない。

契約書はメールで送付され、紙の書面は受け取っていないし、25万円も受け取っていない。解約して車を取り戻したい。



消費者トラブル防止のために

◇ 契約を急かされても査定の中では契約せず、一度冷静に考えましょう。
車の売却は、クーリング・オフの対象外です。キャンセルした場合は、キャンセル料を請求されることがあります。

事前に契約書をしっかり確認しましょう。

キャンセルに関する内容は、特にしっかり確認しておきましょう。

修理歴や事故歴を事前に適切に告げていた場合、契約後の修理歴等を理由とした契約の解除や減額には応じる必要はありません。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 **☎043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く